



令和8年4月現在

静岡市

おくやみガイド

～この度は心よりおくやみ申し上げます～

静岡市では、死亡届を提出された後の各種行政手続きについて、区役所おくやみ窓口にてご案内しております。下記窓口へお越しください。（どの区役所でもお手続き可能です。）

葵区役所	駿河区役所	清水区役所
1階 5番窓口	2階 29番窓口	1階 6番窓口
Tel : 054-221-1119	Tel : 054-287-8612	Tel : 054-354-2141

【受付時間】 08:30～12:00、13:00～17:15

手続きにかかる時間は1～2時間程度です。時間に余裕を持ってお越しください。

(09:00～11:30、13:00～16:00 の間の来庁にご協力ください。)

※一部手続きを除き蒲原庁舎でもお手続き可能です。

おくやみ窓口の利用について、事前にご予約されるとスムーズにお手続きできます。インターネットからのみご予約可能です。下記の二次元コードからご予約ください。（電話での予約は受付しておりません。）



葵区はこちら



駿河区はこちら



清水区はこちら

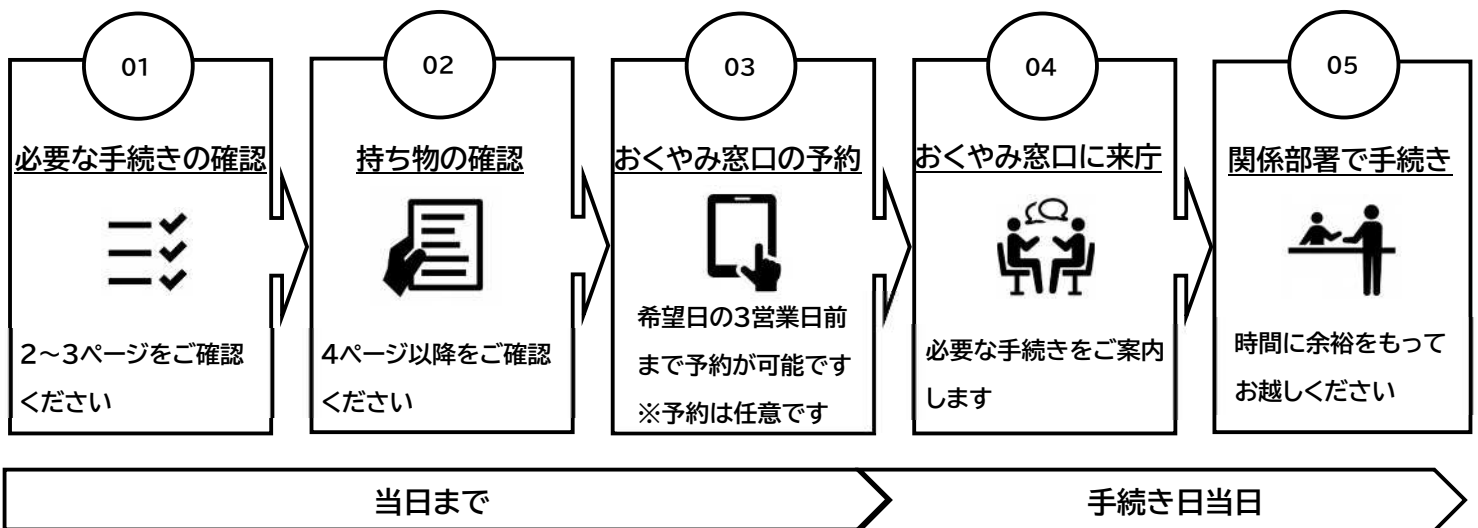
※予約なしでも利用可能ですが、混雑時は1時間以上お待ちいただく場合がございます。

※蒲原庁舎でお手続きする場合は予約不要です。蒲原庁舎の窓口へ直接お越しください。

目次

おくやみ手続きの代表的な持ち物……………P1
おくやみ手続きチェックリスト……………P2
おくやみ手続きの概要と申請方法……………P4
おくやみワンストップサービスについて……………P15
相続人になれる人とその順位……………P16
市(区)役所以外の主な手続き……………P17
よくある質問……………P18

おくやみ手続きの基本的な流れ



Q1. 手続きは、死亡届提出後すぐにしなければいけませんか？

A1. **お手続きは急ぎません。**ご葬儀等が終わり、お時間に余裕ができたところでお越しく下さい。

Q2. 必要な手続きが自分では分かりません。何も分からないまま行ってもいいですか？

A2. **問題ありません。**次ページに代表的な持ち物を記載していますので、ご確認ください。

Q3. 住んでいる区とは違う区のおくやみ窓口に行ってもいいですか？

A3. 問題ありません。**居住区に関係なく、どこの区役所のおくやみ窓口でもご案内が可能です。**

代表的な持ち物

●●ご遺族の方のもの●●

- お越しいただく方の本人確認書類(顔写真の有無によって1点又は2点ご用意ください)
 - ・顔写真付き(1点):運転免許証、マイナンバーカード、パスポート 等
 - ・顔写真なし(2点):国民健康保険資格確認書、介護保険証、年金手帳 等
- 預金通帳またはキャッシュカード[相続人代表者・喪主のもの各1冊(同じ場合は1冊)]
- ご葬儀の領収書 ・訃報 ・会葬礼状 のいずれか1点
※亡くなられた方が後期高齢者医療保険または静岡市国民健康保険に加入していた場合のみ

◆◆亡くなられた方のもの(用意できる範囲で構いません)◆◆

チェックリスト(P2～3)をもとに、P4以降の持ち物欄をご確認いただき、該当する持ち物があればお持ちください(亡くなられた方の状況により持ち物が異なります)。

以下は、代表的な持ち物になります。

- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書 等
- 亡くなられた方が世帯主だった場合で
国民健康保険加入者が同じ世帯にいる場合は、加入者全員の資格確認書 等
- 各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)
- 特定医療(指定難病)受給者証
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、
自立支援医療受給者証、重度心身障害者医療費助成金受給者証
- 年金証書・年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- 上記以外で、市(区)役所から交付された証書等

➤ 相続人代表者とは？

亡くなられた方に関する健康保険や介護保険、税金等の市役所からの通知を、本人に代わって受け取っていただく方になります。相続人代表者になれる方は P16 のとおりです。

➤ 相続を放棄する場合は？

家庭裁判所に申し立てが必要です。お手続き後、裁判所から届く「相続放棄申述受理通知書」のコピーをおくやみ窓口に提出してください。

※家庭裁判所に申し立てをする前であっても、おくやみ手続きをすることは可能です。

その場合は、今後相続を放棄する予定がある旨を窓口の職員にお伝えください。

亡くなられた方に当てはまるものに チェック(し点)をしてください。			清水庁舎 でできる 手続き	蒲原庁舎 でできる 手続き	手続きを する課	一覧表 ページ	処理 確認
子育て	児童手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎3階 子育て支援課 給付係	10~11 ページ	
	20歳未満の児童の親でしたか	<input type="checkbox"/>					
	子ども医療費受給者証の対象児童でしたか	<input type="checkbox"/>					
	児童扶養手当の受給資格者(対象児童)でしたか	<input type="checkbox"/>					
	ひとり親家庭等医療費助成金の 受給者(対象児童)でしたか	<input type="checkbox"/>					
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の 借受人等でしたか	<input type="checkbox"/>					
	こども園、保育園、幼稚園等に通園していた 児童(父母及び同居家族)でしたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎3階 子育て支援課 入園係		
保健所	被爆者健康手帳を持っていましたか	<input type="checkbox"/>	○	×	清水庁舎3階 保健所清水支所	12ページ	
	特定医療(指定難病)受給者でしたか	<input type="checkbox"/>					
	小児慢性特定疾病医療受給者でしたか	<input type="checkbox"/>					
	自立支援医療(育成医療)受給者でしたか	<input type="checkbox"/>					
	養育医療受給者でしたか	<input type="checkbox"/>					
住宅	市営住宅にお住まいでしたか	<input type="checkbox"/>	○	×	清水庁舎2階 静岡市まちづくり公 社	12ページ	
飼犬	犬を飼っていましたか	<input type="checkbox"/>	○	○	清水庁舎2階 動物愛護センター	12ページ	
その他	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく 特別弔慰金等を受給していましたか	<input type="checkbox"/>	○	×	清水庁舎4階 地域総務課 区民生活係 ※相続に関する相談は 市民相談室まで	11ページ	
	戦傷病者手帳を持っていましたか	<input type="checkbox"/>					
	清水大平山霊園の利用者でしたか	<input type="checkbox"/>					
図書	図書館カードを持っていましたか	<input type="checkbox"/>	×	×	市立図書館各館	13ページ	
静岡庁舎他	浄化槽を使用していましたか	<input type="checkbox"/>	×	×	静岡庁舎新館13階 廃棄物対策課	12ページ	
	し尿くみ取りをしていましたか	<input type="checkbox"/>	×	×			
	愛宕、沓谷、沼上霊園の利用者(名義人)でしたか	<input type="checkbox"/>	×	×	静岡庁舎新館15階 戸籍管理課	14ページ	
	市営納骨堂の利用者でしたか	<input type="checkbox"/>					
	森林の土地の所有者でしたか	<input type="checkbox"/>	×	×	静岡庁舎新館13階 森林経営管理課	7ページ	
	森林の土地の相続がありますか	<input type="checkbox"/>					
	農業者年金の受給者でしたか	<input type="checkbox"/>	×	×	葵消防署6階 農業委員会事務局	7ページ	
	農地の相続がありますか	<input type="checkbox"/>					

※この手続表が必要な手続全てを網羅しているわけではありません。

おくやみ手続きの概要と申請方法

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当所属
<p>死亡届と火葬予約</p> <p>※葬儀等を葬祭業者に依頼している場合は、手続きが済んでいるか葬祭業者に確認してください。</p>	<p>【死亡届、斎場の火葬予約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡届は、死亡の事実を知った日を含めて7日以内(国外で死亡の時は3か月以内)に届出をしてください。 ・火葬許可証、斎場利用許可証を交付します。 ・時間外や休日は1階の警備員室で対応します。 ・市内の静岡斎場、清水斎場、庵原斎場のいずれの斎場もご利用いただけます。(斎場使用料がかかります。) <p>※亡くなった方の配偶者が外国籍の方の場合は、別途出入国在留管理局へ届出の必要がある場合がありますのでご確認ください。</p> <p>(名古屋出入国在留管理局静岡出張所 054-653-5571)</p> <p>【戸籍の請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍については、死亡届受理後、1～2週間程度で証明請求できます。 <p>(運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。亡くなった方の配偶者や直系血族以外の方が請求する際は電話で持ち物等をご確認ください。)</p>	<p>(清水庁舎) 1階 戸籍住民課 054-354-2127</p>
<p>介護保険被保険者証を持っている方が死亡した</p>	<p>【来庁(手続き)してほしい人】</p> <p>家族、親族等をお願いします。</p> <p>【手続きや届出の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証を回収します。来庁してください。 ・相続人代表者届を作成します。来庁してください。 <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証 ・社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証(お持ちの方) ・通帳(相続人代表者の金融機関の口座が確認できるもの) 	<p>(清水庁舎) 1階 高齢介護課 054-354-2110</p>
<p>外国人高齢者福祉手当を受けている方(S7.4.1以前に生まれ住民登録されており、かつ所得要件等あり)が死亡した</p>	<p>手続きが必要ですので高齢者福祉課にご連絡ください。</p> <p>【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】</p>	

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当所属
国民健康保険に加入している世帯の世帯主が死亡した場合	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表者届を提出してください。 ・加入者の国民健康保険資格確認書を交換します。 <p>※世帯主が国民健康保険に加入していない場合も手続きをしてください。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) ・相続人代表者の通帳等(金融機関の口座が確認できるもの) ・加入者全員の「国民健康保険資格確認書」等 ・お持ちの方は、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 等 ・戸籍全部事項証明等(死亡した人と相続人代表者が別住所の場合、両者の関係が分かるもの) 	
国民健康保険に加入している方が死亡した場合	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格喪失届の提出してください。 ・国民健康保険資格確認書等の返納してください。 ・葬祭費支給申請をしてください。 <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者の「国民健康保険資格確認書」等 ・お持ちの方は、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 等 ・葬儀代の領収書、訃報、会葬礼状のいずれか 1 点 ・葬祭執行者(喪主)の通帳等(金融機関の口座が確認できるもの) 	(清水庁舎) 1階 保険年金課 国民健康保険 054-354-2141 後期高齢者医療 054-354-2208
後期高齢者医療制度の加入者が死亡した場合	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表者届を提出してください。 ・後期高齢者医療資格確認書等の返納してください。 ・葬祭費支給申請をしてください。 <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者の後期高齢者医療資格確認書等 ・お持ちの方は、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 等 ・相続人代表者の通帳等(金融機関の口座が確認できるもの) ・葬儀代の領収書、訃報、会葬礼状のいずれか 1 点 ・葬祭執行者(喪主)の通帳等(金融機関の口座が確認できるもの) 	

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当所属
国民年金に加入していた方が死亡した	加入または受給している年金の種類によっては、管轄する年金事務所や共済組合等での手続きとなる場合があります。	
国民年金、厚生年金または共済年金等の受給者が死亡した	<p>基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、年金証書または年金機構から送付された葉書等)をご持参ください。</p> <p>基礎年金番号がわからない場合、ご自身で直接年金事務所へお問合せいただく場合があります。</p> <p>静岡年金事務所 054-203-3707(代表)</p> <p>清水年金事務所 054-353-2233(代表)</p> <p>ねんきんダイヤル 0570-05-1165</p>	(清水庁舎) 1階 保険年金課 国民年金係 054-354-2134
原動機付自転車(125 ccまでの)の所有者が死亡し、市内の他の方に譲る	<p>【手続き】 名義変更してください。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・窓口に来る方の顔写真付き身分証明書(運転免許証など) 	
原動機付自転車(125 ccまでの)の所有者が死亡し、廃棄処分する	<p>【手続き】 廃車届を提出してください。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・窓口に来る方の顔写真付き身分証明書(運転免許証など) <p>【その他】 原動機付自転車(125 ccまで)以外のお問合せについては、下記をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイク(125 cc超～)・普通自動車 静岡運輸支局検査登録担当 050-5540-2050 ・軽三輪、軽四輪車(660 ccまで) 軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776 	(清水庁舎) 2階 清水市税事務所 市民税係 054-354-2071
市民税・県民税の納税義務者が死亡した	<p>【手続き】 相続人代表者指定届を提出していただけます。市民税係にお問い合わせください。</p> <p>下記申し込みフォームからもご提出いただけます。</p> <p>https://logoform.jp/form/79j2/805075</p>  <p>※届出内容に不明な点などがあった場合は、こちらからお電話させていただくことがございます。予めご了承ください。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書(ない場合は亡くなった方の氏名、生年月日、住所がわかるもの) ・窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等) 	

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当所属
市税の口座振替の指定口座名義人が死亡した	<p>【手続き】</p> <p>納税係(054-354-2092)にお問合せください</p> <p>【持ち物】</p> <p>・納税通知書(ない場合は亡くなった方の氏名、生年月日、住所がわかるもの)</p>	
固定資産(土地・家屋)の所有者が死亡した	<p>【手続き】</p> <p>「相続人代表者指定(変更)届」及び「固定資産現所有者申告書」をご提出ください。</p> <p>※下記の QR コードや URL からご提出いただけます。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  ◀QR コード </div> <p style="margin-left: 100px;">URL▶ https://logoform.jp/f/ZoEvX</p> <p>※土地係(054-354-2080)・家屋係(054-354-2082)にお問合せください。</p> <p>【持ち物】</p> <p>・納税通知書(ない場合は亡くなった方の氏名、生年月日、住所がわかるもの)</p> <p>【備考】</p> <p>※上記現所有者に関する申告に基づいた課税は、相続登記が完了するまでの間の暫定的な取扱いとなります。相続登記の申請が義務化されていますので、早期に相続登記の手続き(静岡地方法務局)をお願いします。詳しくは、下記に直接お問合せください。</p> <p>静岡地方法務局 (054-254-3555)</p> <p>静岡県司法書士会 (054-289-3704 電話無料相談 月～金 14:00～16:00)</p> <p>静岡県土地家屋調査士会 (054-282-0910 土地の境界問題の相談無料・予約制)</p>	<p>(清水庁舎) 2階 清水市税事務所</p> <p>市民税係 054-354-2072</p> <p>納税係 054-354-2092</p> <p>土地係 054-354-2080</p> <p>家屋係 054-354-2082</p>
農業者年金の受給者が死亡した	<p>国民年金の手続き後、おくやみワンストップサービスから農業者年金死亡関係届出書の出力ができます。届出書は必要事項をご記入のうえ、添付書類を添えてお近くの農協へ提出してください。(詳細は 15 ページをご参照ください。)</p> <p>ご不明な点等がありましたら右記連絡先へお問合せください。</p>	<p>(清水庁舎外) 葵消防署6階 (静岡市葵区追手町 6番 2号)</p> <p>農業委員会事務局</p>
農地を相続した	<p>・相続登記の完了後に、おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。</p> <p>(詳細は 15 ページをご参照ください。)</p> <p>・もしくは、農地法第3条の3の規定による届出書を書面で提出してください。</p> <p>ご不明な点等がありましたら右記連絡先へお問合せください。</p>	<p>農政係</p> <p>054-266-7232</p>
森林の土地を相続した	<p>【手続き】</p> <p>・おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。</p> <p>(詳細は15ページをご参照ください。)</p> <p>・もしくは森林経営管理課事業推進係へお問合せください。</p> <p>森林法第5条に該当する森林の相続が発生した場合、新たに森林の土地の所有者となった方は、所有者になった日から90日以内に「森林の土地の所有者届」を届出していただきます。</p> <p>(森林法第5条の該当箇所については、静岡県森林クラウド公開システムで確認できます。)</p>	<p>(清水庁舎外) 静岡庁舎新館 13階 森林経営管理課</p> <p>054-221-1605</p>

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当所属
身体障害者手帳を持っている方が死亡した	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳を返納してください。 <p>(家族、親族が届出てください。)</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・タクシー券、紙おむつ券、未使用の日常生活用具費助成券、未使用の補装具費支給券 <p>※手帳以外は支給を受けている場合に限る</p>	
療育手帳を持っている方が死亡した	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳を返納してください。 <p>(家族、親族が届出てください。)</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳 ・タクシー券、紙おむつ券、未使用の日常生活用具費助成券、未使用の補装具費支給券 <p>※手帳以外は支給を受けている場合に限る</p>	
精神障害者保健福祉手帳を持っている方が死亡した	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳を返納してください。 <p>(家族、親族が届出てください。)</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳 ・タクシー券(支給を受けている場合) 	(清水庁舎) 1階 障害者支援課 支援係 054-354-2106 給付係 054-354-2168
特別児童扶養手当 重度心身障害児扶養手当 を受給している方が死亡した	<p>【手続き】</p> <p>受給資格の喪失及び変更を行います。</p> <p>(家族、親族が届出てください。)</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童の口座がわかるもの ・対象児童の今後の扶養者(相続人)の口座がわかるもの 	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 を受給している方が死亡した	<p>【手続き】</p> <p>受給資格の喪失を行います。</p> <p>(家族、親族が届出てください。)</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続人の口座がわかるもの 	

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当所属
重度心身障害者医療費助成金受給者証を持っている方が死亡した	<p>【手続き】</p> <p>受給者証を返納してください。</p> <p>相続人代表者届を提出してください。</p> <p>(家族、親族が届出てください。)</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証 ・相続人代表者の口座がわかるもの ・戸籍全部事項証明書等(死亡した人と相続人代表者が別住所の場合、両者の関係がわかるもの) 	
自立支援医療(精神通院)を利用している方が死亡した	<p>【手続き】</p> <p>受給者証を返納してください。</p> <p>(家族、親族が届出てください。)</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証(精神通院) 	(清水庁舎) 1階 障害者支援課 支援係 054-354-2106 給付係 054-354-2168
障害福祉サービスを利用している方が死亡した	<p>【手続き】</p> <p>受給者証を返納してください。</p> <p>(家族、親族が届出てください。)</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス受給者証 	
心身障害者扶養共済制度の加入者・受給者・年金管理者が死亡した	<p>【手続き】</p> <p>加入者証を持参してください。</p> <p>(家族、親族が届出てください。)</p> <p>【持ち物】※詳しくはお問合せください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入証書 ・医師が発行する死亡診断書(コピー可) ・住民票の写し(加入者が死亡した旨が記載されているもの) ・障害者及び年金管理者の住民票の写し ・障害者又は年金管理者の口座がわかるもの 	

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当所属
児童手当の受給者が死亡した	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給事由消滅届、新規認定請求書等を提出してください。 <p>(子の親等(子の新しい監護養育者)が届出てください。)</p> <p>※死亡日の翌日から 15 日以内、もしくは死亡日の属する月内に届出てください。</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい監護養育者名義の通帳等(金融機関の口座が確認できるもの) ・新しい監護養育者の加入医療保険情報が分かるもの(コピー可) ・新しい監護養育者の個人番号がわかる書類 ・高校生以下の子のうち最年長の子名義の通帳等(金融機関の口座が確認できるもの) ・窓口に来る方の身元確認書類(運転免許証等) ・別居の児童及び算定対象となる児童の兄弟(18 歳以上 22 歳以下)の個人番号がわかる書類 <p>※代理人が届出をする場合、新しい監護養育者が記載した委任状が必要になります。</p> <p>※上記のものがなくても申請はできますので、まずは給付係(054-354-2120)へご相談ください。</p>	(清水庁舎) 3 階 子育て支援課 給付係 054-354-2120
児童手当の対象児童が死亡した	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給事由消滅届または減額改定届を提出してください。 <p>(児童手当の受給者が届出てください。)</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち物は特にありません。 	
児童手当の算定対象児童となる児童の兄弟(18 歳以上 22 歳以下)が死亡した	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減額改定届(児童手当受給中の児童がいる場合)を提出してください。 <p>(児童手当の受給者が届出てください。)</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち物は特にありません。 	
母子・父子・寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人、連帯保証人が死亡した	<p>借受人、連帯借受人及び連帯保証人又は親族が届出てください。</p> <p>持ち物はありません。</p> <p>詳しくは、担当所属にお問い合わせください。</p> <p>※蒲原出張所では対応できません。</p>	

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当所属
子ども医療費受給者証を持っている子どもが死亡した	【手続き】 ・子ども医療費受給者証を返納してください。(郵送可・代理人可) ※返納のみで届出はありません。	
児童扶養手当の受給者または受給対象児童が死亡した		(清水庁舎) 3階 子育て支援課 給付係 054-354-2120
ひとり親家庭等医療費助成金の受給者または対象児童が死亡した	※状況により手続きや持ち物が異なります。 詳しくは、担当所属にお問い合わせください。	
夫(妻)が死亡して母(父)子家庭となった		
児童の両親が死亡した		
こども園等に通園(申込み)している児童、父、母または同居家族が死亡した	【手続き】 ・園児が死亡した場合 退園届(申込中の方は取下げ申立書)を提出してください。保護者が届出てください。 ・父母等が死亡した場合 記載事項変更届を提出してください。保護者が届出てください。	(清水庁舎) 3階 子育て支援課 入園係 054-354-2358
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請者が死亡した	親族が手続きしてください。 ※亡なられた時期により手続きが異なります。 詳しくは、担当所属にお問い合わせください。	
戦傷病者手帳を持っている方が死亡した	【手続き】 ・戦傷病者異動等届出を提出してください。(親族等が届出てください。) 【持ち物】 ・戦傷病者手帳 ・未使用の乗車券引換証(ある人のみ) ・届出者の本人確認書類(運転免許証等)	
清水大平山霊園の利用者(名義人)が死亡した	【手続き】 ・市営墓地利用権承継申請してください。遺族の中で、当該墓地を中心となって祀っていくべき立場の方が届出てください。 死亡届出後、清水区地域総務課へお越しください。申請書をお渡します。後日、以下のものを提出または郵送していただきます。 【持ち物】 ・市営墓地利用権承継申請書 ・市営墓地利用許可証 ・火葬埋葬許可書 ・承継者の世帯全員の住民票の写し ・承継者の戸籍全部事項証明(謄本) ・名義人の死亡が確認できる戸籍全部事項証明(謄本)または除籍謄本(火葬埋葬許可書がある場合は不要) ・承継者と名義人との関係がわかる戸籍 ・必要に応じて同意書 等	(清水庁舎) 4階 清水区役所 地域総務課 054-354-2361

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当所属
被爆者健康手帳を持っている方が死亡した	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葬祭料の申請をしてください。 (家族または葬祭執行者が届出てください。) <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被爆者健康手帳 ・死亡診断書または死体検案書(コピー可) ・葬祭を行ったことを判断できる書類(葬儀の案内等) ・申請者の振込金融機関の口座番号のわかるもの ・被爆者が手当を受けている場合は手当証書等 	(清水庁舎) 3階 保健所 清水支所
特定医療(指定難病)受給者が死亡した	窓口へ持参または郵送により特定医療(指定難病)受給者証を返納してください。	054-354-2153
小児慢性特定疾病医療受給者が死亡した	窓口へ持参または郵送により小児慢性特定疾病医療費医療受給者証を返納してください。	
自立支援医療(育成医療)受給者が死亡した	窓口へ持参または郵送により自立支援医療受給者証(育成医療)を返納してください。	
未熟児養育医療受給者が死亡した	窓口へ持参または郵送により養育医療券を返納してください。	
市営住宅の名義人が死亡した	・静岡市まちづくり公社にお問い合わせください。	(清水庁舎) 2階
市営住宅の同居人が死亡した	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動届を提出してください。 <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の確認ができる世帯全員が記載されている住民票の写し 	静岡市 まちづくり公社 市営住宅 054-354-2238
浄化槽を廃止・休止する場合 浄化槽管理者(浄化槽を使用する世帯の世帯主)を変更する場合	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族が担当所属に電話にてご連絡ください。 おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。(オンライン申請についてはP15) 	(清水庁舎外) 静岡庁舎新館 13階 廃棄物対策課 054-221-1264
し尿くみ取りを廃止する場合 し尿くみ取りをしている家庭で人数が減った場合		
犬の飼い主として登録してある方が死亡した	<p>動物愛護センターにご連絡ください。 (犬が死亡した場合もご連絡ください。) おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。(オンライン申請についてはP15) ※マイクロチップが装着された犬の場合、市への連絡が不要になる場合があります。</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>(葵区・駿河区)動物愛護第1係 静岡市葵区産女 953 番地 054-278-6409 (清水区)動物愛護第2係 静岡市清水区役所2階 054-354-2403 (清水区蒲原・由比)蒲原庁舎2階 地域振興係 静岡市清水区蒲原新田一丁目 21 番1号 054-385-7730</p>	(清水庁舎) 2階 動物愛護センター

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当所属												
<p>死亡により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道、下水道を使用しなくなったとき ・名義変更をするとき ・井戸水を使用している公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき 	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族または親族が電話にてご連絡ください。 <p>おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。(オンライン申請についてはP15)</p> <p>【連絡先】 上下水道お客様サービスセンター 電話番号:054-251-1132 受付時間:月～金(祝日、12/29～1/3を除く)8:30～19:00 ※3・4月は、土・日・祝日の8:30～17:00も受け付けます。</p> <hr/> <p>【口座振替納付をご利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の窓口でお申し込みください。 <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様番号の分かる「水道(下水道)使用水量等のお知らせ」等 ・通帳、銀行のお届け印 ・静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、窓口でのお申し込みも可能です <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象金融機関のキャッシュカード ・顔写真付きの本人確認書類 ・使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状 <p>※下記金融機関はインターネットからもお申し込み可能です。 静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合</p> <p>お申し込みはこちら→https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5947/1001.html</p>  <p>※市内の他住居で口座振替をご利用されていた方は、名義変更をした住居でも引き続き同じ口座をご利用いただけます。</p>	<p>(清水庁舎) 6階 水道事務所</p>												
<p>図書館カードの交付を受けている方が死亡した</p>	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館カードを返納してください。 <p>おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。(オンライン申請についてはP15)</p> <p>【問い合わせ先】</p> <table border="0"> <tr> <td>中央図書館 054-247-6711</td> <td>北部図書館 054-653-1817</td> </tr> <tr> <td>御幸町図書館 054-251-1868</td> <td>麻機分館 054-248-5035</td> </tr> <tr> <td>藁科図書館 054-278-4100</td> <td>清水中央図書館 054-354-1331</td> </tr> <tr> <td>南部図書館 054-288-2151</td> <td>美和分館 054-296-6501</td> </tr> <tr> <td>西奈図書館 054-265-2556</td> <td>清水興津図書館 054-360-4311</td> </tr> <tr> <td>長田図書館 054-259-7878</td> <td>蒲原図書館 054-388-3456</td> </tr> </table>	中央図書館 054-247-6711	北部図書館 054-653-1817	御幸町図書館 054-251-1868	麻機分館 054-248-5035	藁科図書館 054-278-4100	清水中央図書館 054-354-1331	南部図書館 054-288-2151	美和分館 054-296-6501	西奈図書館 054-265-2556	清水興津図書館 054-360-4311	長田図書館 054-259-7878	蒲原図書館 054-388-3456	<p>(清水庁舎外) 市立図書館 各館</p>
中央図書館 054-247-6711	北部図書館 054-653-1817													
御幸町図書館 054-251-1868	麻機分館 054-248-5035													
藁科図書館 054-278-4100	清水中央図書館 054-354-1331													
南部図書館 054-288-2151	美和分館 054-296-6501													
西奈図書館 054-265-2556	清水興津図書館 054-360-4311													
長田図書館 054-259-7878	蒲原図書館 054-388-3456													

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当所属
愛宕・脊谷・沼上霊園の利用者(名義人)が死亡した	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営墓地利用権承継申請してください。 <p>遺族の中で、当該墓地を中心となって祀っていくべき立場の方が届出てください。</p> <p>死亡届出後、戸籍管理課へご連絡ください。申請書を送付します。後日、以下のものを提出または郵送していただきます。</p> <p>おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。(オンライン申請についてはP15)</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営墓地利用権承継申請書 ・誓約書 ・利用者の個人情報及び債権管理に関する同意書 ・市営墓地利用許可証 ・承継者の世帯全員の住民票の写し(本籍・続柄の記載のあるもの) ・承継者の戸籍全部事項証明書(謄本) ・名義人の死亡が確認できる戸籍全部事項証明書(謄本)または除籍謄本 ※死亡診断書の写しなどでも可 ・承継者と名義人との関係がわかる戸籍 <p>※承継者の戸籍全部事項証明書で確認できる場合は不要</p>	<p>(清水庁舎外) 静岡庁舎新館 15階 戸籍管理課 054-221-1297</p>
市営納骨堂の期限付き利用者が死亡した	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納骨堂利用権承継申請してください。 <p>遺族の中で、当該納骨堂に収蔵されている遺骨を中心となって祀っていくべき立場の方が届出てください。</p> <p>死亡届出後、戸籍管理課へご連絡ください。申請書を送付します。後日、以下のものを提出または郵送していただきます。</p> <p>おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます。(オンライン申請についてはP15)</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納骨堂利用権承継申請書 ・利用者の個人情報及び債権管理に関する同意書 ・納骨堂期限付利用許可証 ・承継者の世帯全員の住民票の写し(本籍・続柄の記載のあるもの) ・承継者の戸籍全部事項証明書(謄本) ・名義人の死亡が確認できる戸籍全部事項証明書(謄本)または除籍謄本 ※死亡診断書の写しなどでも可 ・承継者と名義人との関係がわかる戸籍 <p>※承継者の戸籍全部事項証明書で確認できる場合は不要</p>	<p>(清水庁舎外) 静岡庁舎新館 15階 戸籍管理課 054-221-1297</p>

おくやみワンストップサービスについて

静岡市では、死亡届の提出後に必要となる一部の手続き(※)を一度の申請でまとめて行える「おくやみワンストップサービス」を開始しました。マイナンバーカードで「静岡市ワンストップポータル」に登録すれば、オンラインで対象手続きの一括申請ができ、窓口へ何度も行く負担が軽くなります。(※対象手続きは、「おくやみ手続きの概要」にて「おくやみワンストップサービスからオンライン申請できます」と記載のある手続きとなります。)

■ご利用方法

<p>①スマートフォンにて、下記の二次元コードから「静岡市ワンストップポータル」にアクセスし、アカウントを作成します。</p>  <p>※アカウントの作成には、ポケットサインアプリのインストールおよび、マイナンバーカードの読み取りが必要となります。</p>	<p>②ログイン後に表示される、「おくやみワンストップサービス」を選択します。</p> 
<p>③申請画面の案内に従い、必要事項を入力の上、申請します。(※添付ファイルの登録が必要な手続きがある場合は、パソコンから「静岡市ワンストップポータル」にログインし、申請手続きを行うことを推奨いたします。)</p> 	<p>④申請の審査が完了すると、「静岡市ワンストップポータル」に審査完了の通知が届きます。</p>  <p>※ポータルにて、メール及び市公式LINEから通知を受け取るように設定することも可能です。</p>

■固定資産(土地・家屋)の所有者が死亡した場合の手続きについて

本手続きについては下記の二次元コードから個別にオンライン申請ができます。



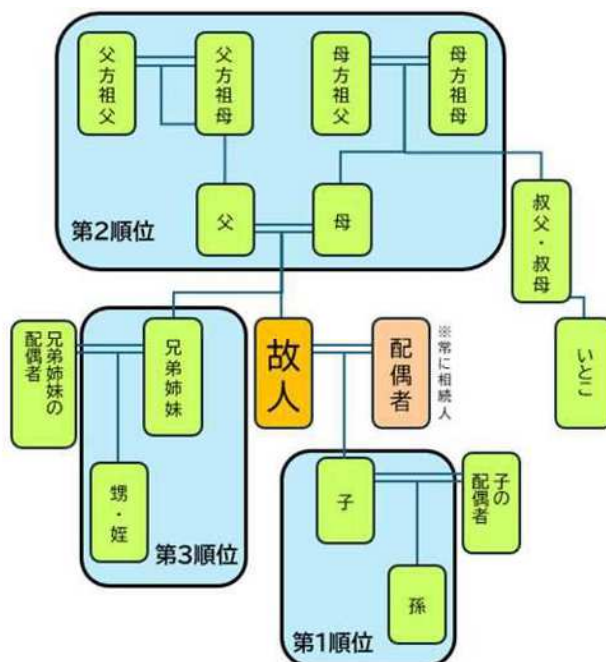
相続人代表者になれる人とその順位

民法の規定により、相続人になれる人及びその順位が決められています。

第1順位の相続人がいる場合、原則第2順位の人が相続人になることはできません。

(例外:遺言書がある場合、第1順位の人が相続放棄をした場合 等)

- 常に相続人となる者 :配偶者
- 第1順位の相続人 :直系卑属(主として子、孫※1)
- ↓
- 第2順位の相続人 :直系尊属(主として父母、祖父母※2)
- ↓
- 第3順位の相続人 :兄弟姉妹(代襲は甥・姪まで※3)
- ※1 原則、子が死亡している場合に相続可能
- ※2:父母が死亡している場合のみ相続可能
- ※3:兄弟姉妹が死亡している場合のみ相続可能



納付義務者が死亡した場合、相続順位に従って親族が相続人代表者となります。

相続人代表者は、亡くなられた人の未納保険料の納付義務と、発生した場合の還付給付を受ける権利を相続します。

Q1. 窓口には喪主や相続人代表者が行かなければなりませんか？

A1. **窓口に来ていただくのはどなたでも構いません。**

ただし、喪主・相続人代表者それぞれの方の生年月日・住所・連絡先・振込先の口座情報が分かる状態でお越しください。

なお、給付金等を受け取る口座として、喪主・相続人代表者の方以外の口座を指定する場合は委任状が必要となります。※委任状の様式は任意です。

Q2. 故人と相続人代表者の関係性が分かる資料(戸籍謄本)は必要ですか？

A2. **相続人代表者になる方が静岡市内に居住している(していた)場合は原則不要です。**

ただし、静岡市内に居住している(していた)方でも、亡くなられた方と一度も同じ世帯になったことがない場合や転出から数十年以上経過している場合は、必要となることがあります。

詳しくは区役所おくやみ窓口までお問合せください。

Q3. 本籍地は静岡市外ですが、戸籍謄本を静岡市で発行することはできますか？

A3. 戸籍謄本に記載されている本人、配偶者、直系親族(親、子など)の方が顔写真付きの本人確認書類をお持ちいただければ申請することができます。各区役所戸籍住民課窓口までお問合せください。

(電子化されていない一部戸籍は除く)

市（区）役所以外の主な手続き

【国・県等への手続き】

運転免許証の返還	静岡中央警察署 静岡南警察署 清水警察署 清水警察署 蒲原分庁舎 中部運転免許センター	054-250-0110 054-288-0110 054-366-0110 054-385-0277 054-272-2221
普通自動車・バイク(125 cc超)の 廃車・名義変更	静岡運輸支局 登録・検査担当	050-5540-2050
軽自動車の廃車・名義変更	軽自動車検査協会 静岡事務所	050-3816-1776
国税（所得税・相続税）	静岡税務署 清水税務署	054-252-8111 054-355-2360
県税	静岡財務事務所	054-286-9112
不動産登記	静岡地方法務局 静岡地方法務局 清水出張所	054-254-3555 054-351-4481
遺言書・相続放棄	静岡家庭裁判所	054-273-8768

【その他手続き】

厚生年金(遺族年金・未支給年金等)	静岡年金事務所 (054-203-3707) 清水年金事務所 (054-353-2233)
生命保険等の保険金請求等	加入している生命保険会社にお お問い合わせください。
NHK 受信料	フリーダイヤル (0120-15-1515)
預貯金口座のお手続き	各金融機関にお問い合わせください。
クレジットカードの解約等	契約をしている会社にお お問い合わせください。
電話（固定電話・携帯電話）	
電気・ガス料金等	
インターネットの解約等	

種別	No.	よくある質問	回答
まず何を するか	1	亡くなったら、最初に何の手続きをしたらいいですか。	①死亡届を提出してください。（葬祭業者を利用する場合は、葬祭業者が死亡届を提出します。） ②葬儀が終わりましたら、おくやみ窓口にお越しください。
予約について	2	おくやみ窓口の利用には予約が必要ですか。	原則予約制です。 予約が難しい場合は予約なしでも受付可能ですが、混雑時は待ち時間が長くなる可能性があります。
	3	予約の方法を教えてください。	インターネットからのみ予約できます。 表紙の二次元コードを読み込み、予約してください。 ※お電話では受付していません。
	4	予約なしだとどのくらい待ちますか。	窓口の混雑具合により待ち時間は異なります。 すぐご案内できる場合もあれば、1時間以上お待ちいただく場合もあります。
手続きについて	5	亡くなった後、いつから手続きできますか。	葬儀が終わった日以降にお越しください。
	6	いつまでに手続きしたらいいですか。	おくやみ窓口での受付には期限はありません。 ただし、長期に渡り手続きされない場合、各種給付等が受けられなくなる可能性があります。
	7	どこで手続きできますか。	住民票のあった区に関わらず、葵区・駿河区・清水区の各区役所で手続きができます。 ※駿河区役所では、税金関係（市民税・固定資産税）等の一部の手続きについては行っていません。
	8	窓口へは誰が行ったらいいですか。	おくやみ窓口内での手続きについては、必要書類がそろっている状態であればどなたでも手続き可能です。ただし、振込先の口座を喪主・相続人代表者以外の口座に指定する場合は、委任状が必要です。また個別の事情がある場合は、担当課まで問い合わせてください。
その他	9	世帯主変更の手続きが必要ですか。	死亡届が受理されていれば、自動で変更されますので手続き不要です。 その後、世帯主を変更したい場合は戸籍住民課で手続きしてください。
	10	相続放棄はどうすればいいですか。	家庭裁判所に相談してください。 相続放棄後は、相続放棄申述受理通知書の写しをおくやみ窓口宛てに郵送してください。